② 平成19年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
④ 経常建設共同企業体については、全ての構成員が上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、また、いずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記②に定める要件を満たす施工の経験を有していればよい。

⑹ 工事全般の施工計画が適切であること。
⑺ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約担当役又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⑽ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項
⑴ 落札者の決定方法
① 入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
② 上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵ 総合評価の方法
① 標準点を100点とする。加算点は最高32点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。施工体制評価点は下記⑷３）の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低いものに対しては、加算点を減ずる場合がある。
② 加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記【技術提案書】②、③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記【技術提案書】③において「不適格（欠格）」の評価を受けたものについては、入札の参加は認められない。
【技術提案書】
① 「ワーク・ライフ・バランス等の推進」
ワーク・ライフ・バランス等の取り組みに対する認定状況について評価する。
② 「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優／良＋／良／良－／可で評価する。
③ 「工事全般の施工計画」に関しては、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、優／良＋／良／良－／可／不適切（欠格）で評価する。「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
【施工体制】
㋑ 品質確保の実効性
工事の品質確保のため適切な施工体制が確保されているかを優／良／可の３段階で評価する。
㋺ 施工体制確保の確実性
人材や資材等必要な施工体制が確保されているかを優／良／可の３段階で評価する。

⑶ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑷ 評価項目　本工事における「技術提案書」については、以下の項目について評価する。
１） ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項
① 機器・材料の仕様や工法の選択等により、設備の長寿命化、保守性の向上や省メンテナンスにつながる有効な提案
② 熱源設備切替作業時間の短縮及び現場内で発生する施工に伴う騒音・振動・粉塵の抑制について
２） 工事全般の施工計画
効率的な工事用地の利用計画（資材置き場、仮設計画等）
３） 企業の施工体制
㋑ 品質確保の実効性
㋺ 施工体制確保の確実性
詳細については、入札説明書による。
⑸ 受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4 入札手続等
⑴ 担当部局　〒657―8501 兵庫県神戸市灘区六甲台町１番１号　国立大学法人神戸大学施設部施設企画課施設企画グループ　電話078―803―5176
⑵ 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　令和４年10月３日（月）から令和４年10月24日（月）17時00分まで　入札説明書等の交付に当たっては、「文部科学省電子入札システム」本学の当該調達案件からダウンロードすること。（http://portal.bid.mext.go.jp/）
図面の交付については入札説明書に明記する。
⑶ 競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法　令和４年10月３日（月）から令和４年10月24日（月）17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年10月３日（月）から令和４年10月24日（月）17時00分までの土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から17時00分まで上記４⑴に持参又は郵送（郵便書留に限る。提出期間内必着。）又は託送（郵便書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。
⑷ 入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　令和４年11月７日（月）から令和４年11月29日（火）17時00分まで上記４⑴に同じ。持参又は郵送（郵便書留に限る。提出期間内必着。）又は託送（郵便書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸ 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法
① 入札書は、令和４年11月29日（火）15時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。提出期間内必着。）又は託送（郵便書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。紙により入札書を提出する場合、提出場所は、上記４⑴と同じとする。
② 開札は、令和４年11月30日（水）14時00分。国立大学法人神戸大学事務局５階第２会議室で行う。

5 その他
⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、国立大学法人神戸大学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
② 契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。